

【令和元年 8 月の前線に伴う大雨による災害で被害を受けられた皆様へ】

【令和元年台風 15 号の影響による停電に伴う被災者の皆様へ】

保険証がなくても医療機関で受診できます

令和元年 8 月の前線に伴う大雨による災害で被害を受けられた皆様、令和元年台風 15 号の影響による停電に伴う被災者の皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

この度の令和元年 8 月の前線に伴う大雨による災害や、令和元年台風 15 号の影響による停電に伴い、保険証を紛失あるいはご自宅に残したまま避難したため、お手元に保険証がない場合であっても、医療機関の窓口で、

- 氏名
- 生年月日
- 連絡先（電話番号）
- お勤め先の事業所名

を申し出ることにより、医療機関で受診することができます。

※ 本取扱いに該当する地域については、内閣府ホームページ（災害救助法の適用状況）からご確認ください。